

小浜市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き

小浜市

目 次

<u>1 はじめに</u>	<u>1 ページ</u>
<u>2 パートナーシップ宣誓できる方</u>	<u>2 ページ</u>
<u>3 パートナーシップ宣誓に必要なもの</u>	<u>3 ページ</u>
<u>4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ</u>	<u>5 ページ</u>
<u>5 再交付や返還等その他の手続き</u>	<u>8 ページ</u>
<u>6 郵送用チェックリスト</u>	<u>10 ページ</u>

1 はじめに

小浜市では、第6次総合計画において「ダイバーシティ社会の実現」を掲げ、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる共生社会の実現を目標に取り組んでいます。

その取り組みの一環として、性的少数者等の方が日常生活で抱える悩みや生きづらさを緩和するとともに、多様性を認め合うまちづくりの推進を目的に、「小浜市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

小浜市パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係（パートナーシップ）であることを市長に対して宣誓し、市がパートナーシップを証明（パートナーシップ宣誓書受領証等の交付）するものです。

この制度により法律上の効力が生じるものではありませんが、性の多様性への社会的理解を促進し、互いの個性を尊重し合い、誰もが自分らしく暮らせるまちになることを目指します。

【性的少数者とは】

性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向）が異性愛のみではない人、または、性自認（自分自身の性別に関するある程度持続的な自己意識）が戸籍上の性別と異なる方のこと。

2 パートナーシップ宣誓できる方

パートナーシップの宣誓をすることができるのは、一方または双方が性的少数者であるお二人で、下記の項目をすべて満たしている必要があります。

①成年に達していること

宣誓者の双方が18歳以上であること。

②小浜市民であること、または転入予定であること

宣誓者の双方もしくは、いずれか一方が小浜市内に住所を有している、または3か月以内に小浜市へ転入を予定している方。

※宣誓時にお二人とも小浜市にお住まいでない場合は、転入を予定していることが分かる書類（転出証明書や転居先の賃貸借契約書など）の写しが必要です。

※転入後14日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から3か月以内に提出にない場合は宣誓が無効となります。

③配偶者がなく、宣誓しようとする方以外とパートナーシップにないこと

配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。戸籍抄本等で確認をします。外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添えて提出してください。

宣誓しようとする方以外の人と、すでにパートナーシップの関係にある方がいる方は宣誓できません。

④宣誓しようとする方同士が近親者でないこと

民法734条の直系血族または三親等内の傍系血族、民法735条の直系姻族の関係にある方は宣誓することができません。

ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができます。

3 パートナーシップ宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓には、以下の書類提出が必要となります。

①パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・事前にご記入いただいても、宣誓日にご記入いただいても構いません。
- ※自署していただくのが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、宣誓をしようとする方および市職員の立会いの下で、ほかの方による代筆が可能です。

②現住所を確認できる書類

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかをお一人1通ずつ（宣誓するお二人が同一世帯である場合は、お二人分の情報が記載されているものを1通）。
 - ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものに限りです。
 - ・個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。記載のある場合は、マジック等で黒塗りしてください。
- ※性別記載のない住民票記載事項証明書を希望する場合は、窓口で手続きの際に性別の記載を省略する旨をお伝えください。

【宣誓時にどちらも小浜市内にお住まいでない場合】

転入を予定していることが分かる書類（転出証明書や転居先の賃貸借契約書など）の写しを提出してください。

※転入後14日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から3か月以内に提出にない場合は宣誓が無効となります。

③戸籍抄本

- ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ。
 - ・本籍地が小浜市以外の場合、取得されるまでに時間がかかることがありますので、ご注意ください。詳細は本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。
 - ・外国籍の方は、大使館など公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。また、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。
- なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

④本人確認書類

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証など。
- ・郵送の場合は写しを同封してください。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・国や地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き） ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・住民基本台帳カード（顔写真付き） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金保険、または船員保険の年金証書 ・共済年金、または恩給の証書 ・顔写真のない住民基本台帳カード ※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの ※国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く） 「※」の書類のみが2点以上あっても確認できません。その他の書類（健康保険被保険者証等）と組み合わせ提出してください。

※有効期間・期限等の定めがあるものについては、その有効期間内であること。

⑤通称名の使用を証明する書類 ※通称名の使用を希望する場合のみ

性別違和感等の理由で通称名（性別違和感の方や外国籍の方が日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のこと）での宣誓を希望する場合は、宣誓日から3か月以内に発行されたもの、または有効期限内のもので、その名前が社会生活の中で日常的に使用していることが確認できる下記の書類の写しを提出してください。通称名を使用した場合は、交付するパートナーシップ宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・病院の診察券 ・自宅宛の郵便物（消印があり、住民票の住所と一致するもの）

⑥郵送用チェックリスト ※郵送で宣誓する場合のみ

4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

窓口で宣誓する場合

①必要書類の準備

この手引きの3～4ページの必要書類をご準備ください。

②宣誓日予約

- ・宣誓希望日の原則5開庁日前（年末年始を除く）までに、下記「予約連絡および書類提出先」まで電話または申込みフォームで予約してください。
- ・宣誓ができる時間は原則として平日（年末年始を除く）午前9時～午後5時です。なお、この日時にお越しいただくことが難しい場合は、ご相談ください。
- ・宣誓日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。
- ・予約日は、市から日時が確定したことを回答した時点で成立します。

お知らせいただく内容	
1	宣誓されるお二人の氏名 通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名もあわせてご連絡ください。 外国籍の方は国籍もご連絡ください。
2	宣誓希望日・時間（第3希望日まで）
3	宣誓されるお二人の居住状況（市内に住んでいる、転入予定等）
4	電話番号、メールアドレス（代表者のみ）
5	個室での対応を希望される場合は、その旨をお知らせください。

【予約連絡および書類提出先】

小浜市役所 市民福祉課（市庁舎1階）

住所 〒917-8585 小浜市大手町6番3号

電話 0770-64-6017

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

【申込みフォーム】

（予約用）

右のQRコード

を読み込んでください。



③必要書類の提出

- ・予約された宣誓日の原則3開庁日前までに、必要書類を市民福祉課に持参または郵送にてご提出ください。
- ・持参による提出の際に、個室での対応を希望される場合は、持参される日時を予約してください。

※書類に不備・不足がある場合、宣誓日を延期させていただく場合があります。

④宣誓日当日

予約した日時に、本人確認書類をお持ちのうえ、あらかじめ指定した部屋までお二人でお越しください。お二人そろってお越しいただくことができない場合はお一人でも可能です。その場合は、宣誓日の予約時にその旨をお知らせください。

⑤パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

要件を満たしていることが確認できた場合、パートナーシップ宣誓書受領証（1枚）およびパートナーシップ宣誓書受領証カード（2枚）を交付します。基本的に即日交付としますが、要件確認や宣誓書受領証等の作成などのため、後日交付となる場合があります。

【小浜市に転入予定の場合】

- ・パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領証カードにかえて、パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第4号）を交付します。受付票の有効期限は宣誓日から3か月です。
- ・転入後、パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票に住民票の写し（転入者のみ）を添えてご提出ください。引き換えに、パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領証カードを交付します。

郵送で宣誓する場合

①必要書類の準備

この手引きの3～4ページの必要書類をご準備ください。

②必要書類の提出

- ・必要書類に郵送用チェックリストを添えて市民福祉課（5ページの「予約連絡および書類提出先」参照）に郵送してください。
- ・宣誓日は、市役所に必要書類が到着した日となります。宣誓日を指定したい場合は、配送日指定郵便をご利用ください。ただし、書類に不備・不足がある場合は、その限りではありません。

③市からの確認

- ・電話にて宣誓された事実があるかどうかの確認をそれぞれに行わせていただきます。
- ・確認の電話は市民福祉課（0770-64-6017）から電話いたします。

④パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・書類等を確認のうえ、不備がなければ、本人限定受取郵便で、パートナーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ宣誓書受領証カードを住民票に記載のある住所に送付いたします。受け取りには、本人確認が必要であるため、通称名を使用されている場合でも、戸籍名で郵送いたします。

5 再交付や返還等その他の手続き

パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付や返還については、下記のとおり手続きが必要です。手続きは受領者のどちらか一方の方で行うことができます。事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きしていただくことができます。郵送での手続きも可能です。その場合は、返信用封筒を同封してください。

①受領証等の再交付について

- ・パートナーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ宣誓書受領証カードの紛失や毀損、著しい汚損などによる再交付を受けたいときは、下記の書類をご持参のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を提出してください。
- ・紛失の場合を除き、すでに交付している受領証等（受領証と受領証カード）と引き換えになりますので、忘れずにお持ちください。再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は、速やかに返還してください。

再交付時に必要なもの

1	パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）	本人確認書類は交付日にも持参ください
2	本人確認書類（4ページ④参照）	
3	すでに交付している受領証（1枚）、受領証カード（双方のもの2枚）	交付日に持参

②記載事項の変更

- ・パートナーシップ宣誓書に記入した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。下記の書類をご持参のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（様式第6号）を提出してください。

変更届に必要なもの

1	パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（様式第6号）	本人確認書類は交付日にも持参ください
2	本人確認書類（4ページ④参照）	
3	すでに交付している受領証（1枚）、受領証カード（双方のもの2枚） ※記載に変更がない場合は不要	交付日に持参

③受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、返還の手続きが必要です。下記の書類をご持参のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号）を提出してください。

受領証等の返還が必要な場合

- ・パートナーシップを解消したとき
- ・双方が市内に住所を有しなくなったとき
- ・一方が亡くなったとき
- ・宣誓が無効となったとき
- ・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。

- ・宣誓者の一方または双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ・宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- ・受領証等を不正に利用し、偽造、変造したとき
- ・宣誓できる要件に反しているとき（2ページ参照）
- ・双方が転入予定者で、宣誓の日から3か月以内に転入しなかったとき

変更届に必要なもの

1	パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号）
2	本人確認書類（4ページ④参照）
3	すでに交付している受領証（1枚）、受領証カード（双方のもの2枚）

④記載内容証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、本人確認書類（4ページ④参照）を添えて、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第8号）を提出してください。

【宣誓書記載内容等証明書が必要なときの例】

1 宣誓をした事実の証明

民間のサービスを利用するとき等に、指定された期間以内に発行された証明書を求められた場合など。

2 宣誓を解消した事実の証明

宣誓後に契約した民間サービスを解約するときや過去にパートナー関係であった事実を証明する必要があるときなど。

※申請できる期間は、宣誓の効力を喪失した日から5年間以内です。5年を超えた場合は発行することができませんので、ご注意ください。

パートナーシップ宣誓手続き 郵送チェックリスト

宣誓者 氏名 _____ 氏名 _____

封筒の中に下記の書類を入れて送付してください。

チェック欄	必要書類
	パートナーシップ宣誓手続き 郵送チェックリスト
	パートナーシップ宣誓書（様式第1号）
	住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
	（宣誓時に双方が小浜市内にお住まいでない方のみ） 3か月以内に転入を予定していることがわかる書類の写し
	戸籍抄本 宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの
	本人確認書類の写し 有効期間内のもの
	（通称名の使用を希望する方のみ） 通称名の使用を証明する書類

受領証等の送付先	<p style="text-align: center;">様宛</p> <p>本人限定受取郵便で、受領証および宣誓書の写しを住民票に記載のある住所に送付いたします。受け取りには、本人確認が必要であるため、通称名を使用されている場合でも、戸籍名で郵送いたします。</p>
----------	--

6 パートナーシップ宣誓制度自治体間連携ネットワーク

構成自治体との相互連携

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体において、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた人が構成自治体間で住所を移動する場合に、宣誓手続きが以下のとおり一部省略されます。

- ・宣誓者が住所の異動を行う場合、転出地自治体への受領証の返還手続きを省略できます。
- ・転出地自治体で発行した宣誓書受領証を転入地自治体に提出することで、「現に婚姻していないことを証明する書類」の提出を省略できます。

①申告に必要な書類

- 1) パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第10号）
- 2) 連携自治体受領証
- 3) 住所地の変更を証する書類

※連携自治体については、小浜市ホームページでご確認ください。

